

農家民宿（農林漁業体験民宿）を開業するには

平成23年6月

京都府版



農家民宿（農林漁業体験民宿）とは？

農林漁業者が営業する民宿で、宿泊とあわせて農林漁業の作業体験や自然・文化体験、農林水産物の加工・調理体験などを提供します。



農家民宿(農林漁業体験民宿)の区分

| 経営主体 | 農林漁業者 | | 非農林漁業者 | |
|-------------------|----------------------------|-------------|--------|-------------|
| 客室延床面積 | 33㎡未満 | 33㎡以上 | 33㎡未満 | 33㎡以上 |
| 余暇法(農林漁業体験民宿)の取扱い | ○ | × | × | × |
| 旅館業法上の簡易宿所営業 | ○ (農林漁業体験民宿 認書のあるもの) | ○ (開業可能) | × | ○ (開業可能) |
| 建築基準法上の取扱い | 兼用住宅 (条件を満たすもの) | 旅館 | — | 旅館 |
| 消防法上の取扱い | (一部緩和措置) | (一部緩和措置) | — | (一部緩和措置) |

農家民宿(農林漁業体験民宿)に関する全国的な規制緩和

① 旅館業法

農林漁業者が農林漁業体験民宿(以下「農家民宿」)を行う場合について、客室延床面積が33㎡未満であっても、旅館業の営業許可を得ることができます。

② 道路運送法

農家民宿が自ら提供する宿泊サービスの一環として行う最寄りの駅等までの送迎については、客観的に送迎料金を徴収していない場合は、道路運送法上問題はない。(送迎の一般的な経路を逸脱しない範囲で、観光地等の周遊案内を行う場合も含む)

③ 旅行業法

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(農林業体験を付加する場合を含む)を販売・広告することは、旅行業に該当しない。

④ 消防法

住宅の用に供されていた家屋が、農家民宿として開業する場合、地元の消防長又は消防署長の判断により、「誘導灯」、「誘導標識」、「火災報知設備」を省略することができる。

⑤ 建築基準法

住宅の一部を農家民宿として利用するもののうち、客室床面積33㎡未満で、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められるものについては、「旅館」に該当しない。

農家民宿(農林漁業体験民宿)に関する京都府独自措置

① 都市計画法第43条第1項の建築等の制限における増改築の取扱い

市街化調整区域であっても、農業者が、居住家屋を活用して行う客室面積33㎡未満の小規模な農家民宿の増改築を認める。

② 食品衛生法

【食品衛生法に係る府独自の規制緩和内容】

① 専用の調理場は不要

→家庭用の調理場との兼用で可とする。

② 専用の手洗い設備は不要

→使用に便利な位置にある流水受槽式の手指の洗浄設備（洗面所）で代用を可とする。

洗浄設備に手指消毒用資材を設置することで、洗浄設備と手洗い設備の共用を可とする。

③ 衛生環境に問題ない場合、調理場の床と内壁の耐水性素材による整備は不要

→床の材質は表面平滑な板張り以上であれば、可とする。

【対象集落】

●共に育む「命の里」事業に取り組む集落

平成23年12月 9日現在 11市町 174集落

【規制緩和条件】

① 宿泊施設の客室延床面積は33㎡未満であり、定員は10人以下である。

② 食事の提供は宿泊者に限り、1回当たり10食以下とする。

③ 毎年1回、広域振興局で開催される食品衛生等に関する講習会を受講する。

④ 宿泊台帳、活動状況等を整備し、毎年1回の報告をする。

※京都府の独自措置であるため、京都市域は除きます。

開業までの事務の流れは…

まずは、京都府の各広域振興局の地域づくり推進室に相談してください。

① 全般的な相談（ワンストップ相談）

制度概要等の全般的な内容をご説明します。
建物の概要がわかる図面等があれば、持参して次の事務所へお越しください。

- 京都府 各広域振興局
農林商工部 地域づくり推進室
【連絡先】
最後のページに載っています

資料の作成

相談の中で、次のものを準備してください

- 施設の各階ごとの図面
※ 農家民宿専用部分、共用部分、住宅専用部分がわかるように色分けされ、避難経路、面積がわかるように寸法等を記載したものを。
- 施設の外観写真（4方向からの写真）
- 建物の敷地や位置が分かる配置図など

② 関係機関との事前相談

農家民宿開業に向けて必要な許可等をスムーズに進めるため、関係機関への事前相談が必要となります。（相談の際は、地域づくり推進室が窓口となって事前相談のお手伝いをします。）

※ 関係機関：保健所、土木事務所、市町村、消防本部等

③ 農家民宿確認申請・確認書の交付

- 申請書は各広域振興局農林商工部地域づくり推進室へ提出してください。
- 農林漁業体験民宿確認書の交付

確認書を持参

④ 必要な許認可等の申請手続きをする

- 関係機関：保健所、土木事務所、消防本部等で手続きをしてください。

農家民宿確認申請

- ① 提供する役務の確認
 - ・ 農作業の体験指導
 - ・ 農産物の加工又は調理の体験指導 等
- ② 開業者が農林漁業者であることの確認
 - ・ 農家・・・耕作面積が10a以上等（証明請求先・・・農業委員会）
 - ・ 林家・・・山林所有面積1ha以上等（証明請求先・・・法務局）
 - ・ 漁家・・・漁業協同組合員（証明請求先・・・漁業協同組合）

- ① 保健所
 - ・ 旅館業営業許可書
 - ・ 飲食店営業許可書
- ② 土木事務所
 - ・ 開発許可証及び検査済証
 - ・ 建築確認済証及び検査済証
- ③ 消防本部等
 - ・ 消防法令適合通知書

農家民宿における飲食物の提供について

① 全般的な相談（ワンストップ相談）

- 農家民宿（農林漁業体験民宿）の開業の相談の際に、あわせて、飲食物の提供も考えていることを相談してください。
- 対象集落の条件等が整えば、食品衛生法に係る飲食店営業許可を取得する際に、一部緩和措置が講じられることがあります。

緩和措置に係る確認事項 （食品衛生法）

- ① 余暇法に基づく農林漁業体験民宿（同時に申請されるのか）
 - ・・・ 農家民宿の宿泊者にしか飲食物は提供できません。
- ② 「命の里」事業取り組み集落
 - ・・・ 一部緩和措置の対象集落については、各振興局で確認します。
- ③ 食品衛生責任者養成講習会の受講（これから受講されるのか）
 - ・・・ 調理師免許取得者等は免除

② 飲食物提供の確認願い

- 申請書は各広域振興局農林商工部地域づくり推進室へ「飲食物提供の確認願い」を提出してください。

講習会の受講

「食品衛生責任者養成講習会」（（社）京都府食品衛生協会主催）を未受講の方は、講習会を受講してください。

③ 飲食物提供の確認書の交付

- 申請書は各広域振興局農林商工部地域づくり推進室から「飲食物提供の確認書」を交付します。
- 確認書の交付を受け取る際に「飲食物の提供に係る誓約書」を提出してください。

情報提供

地域づくり推進室から管轄する保健所へ農家民宿における「飲食物提供の確認書」を交付したことを情報提供します。

確認書を持参

農家民宿向けの広域振興局で開催される食品衛生等に関する講習会を受講してください。

※受講日時・場所等については、確認書の交付の際にご連絡します。

④ 営業許可申請

- 管轄の保健所で営業許可申請を行ってください。

【全般的な相談窓口】

★あなたのお住まいと京都府の相談窓口

| お住まい | 京都府の窓口 |
|------|--|
| 宮津市 | 京都府丹後広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室 TEL 0772-62-4316 |
| 京丹後市 | |
| 伊根町 | |
| 与謝野町 | |



| お住まい | 京都府の窓口 |
|------|--|
| 福知山市 | 京都府中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室 TEL 0773-62-2505 |
| 舞鶴市 | |
| 綾部市 | |

| お住まい | 京都府の窓口 |
|------|--|
| 亀岡市 | 京都府南丹広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室 TEL 0771-22-0153 |
| 南丹市 | |
| 京丹波町 | |



| お住まい | | | 京都府の窓口 |
|------|-------|------|--|
| 宇治市 | 城陽市 | 八幡市 | 京都府山城広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室 TEL 0774-21-2186 |
| 京田辺市 | 木津川市 | 久御山町 | |
| 井手町 | 宇治田原町 | 笠置町 | |
| 和束町 | 精華町 | 南山城村 | |



| お住まい | | | | 京都府の窓口 |
|------|-----|------|------|---|
| 京都市 | 向日市 | 長岡京市 | 大山崎町 | 京都府農林水産部農村振興課（京都府庁内） TEL 075-414-4900 |